

港区・江東区・大田区・中野区・板橋区
練馬区・足立区・八王子・北多摩
各地区薬剤師会 会長様

公益社団法人 東京都薬剤師会
会長 永田 泰造

東京都医薬品適正使用に対する意識向上事業 医薬品適正使用意識啓発資材（残薬バッグ）の活用状況調査について（協力依頼）

平素より本会会務の推進にご尽力賜り心よりお礼申し上げます。

さて、令和 2 年 9 月 5 日付 都薬会発第 216 号にて、標記事業の残薬バッグについて貴会会員薬局への配布を依頼し、前期高齢者にあつて残薬の状況や多科受診による重複多剤服用患者を対象に医薬品適正使用に対する意識啓発の向上を図る事業への協力をお願いしたところであります。

当該事業の目的は、都民(国保被保険者)の安全で適切な薬物治療及び医療費適正化の推進であり、配布された残薬バッグを適切に活用することによって、自局以外で調剤された医薬品を含めた服用薬の一元的管理を可能とし、継続的な服薬管理に基づいた重複投与・相互作用等の防止や服薬情報の提供など医療機関との連携をこれまで以上にスムーズに実施する一助とするものです。東京都は3か年計画の2年目に向けて、対象者への配布理由の把握と今回の残薬バッグ配布後の効果等の検証により、更なる啓発を図りたいと考えております。

そこで、今年度は貴地域の会員薬局に「残薬バッグ活用状況調査票」による調査にご回答いただき本事業の検証と致したく、**令和3年1月末までの状況の記入**をお願いいたします。

今年度の残薬バッグ並びにリーフレットの配布対象は、事業計画規模に鑑み 65 歳以上 75 歳未満の国保被保険者としておりますが、今後は配布対象者の年齢層を拡大して都民の医薬品適正使用に対する意識向上を推進していく予定です。ついては、今回の状況調査の検証が次期事業計画への参考資料となりますので、参加薬局へのご協力並びに提出のご周知にご高配賜りますようお願いいたします。

記

対象薬局：港区・江東区・大田区・中野区・板橋区・

練馬区・足立区・八王子・北多摩 計 9 地区 会員薬局

提出先： 東京都薬剤師会 事務局 医療保険課 F A X 03-3294-7359

提出期限： 令和 3 年 2 月 8 日（月）